

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防に関するガイドライン

令和 5 年 5 月 8 日より適用

2020(令和 2)年 6 月 3 日作成

2023(令和 5)年 4 月 26 日改訂

- I. 当法人は福祉事業を継続していくことを原則とし、感染拡大防止に心がけ、利用者・職員の健康に留意して事業を行ってまいります。
- II. **新型コロナウイルスは他の人にうつす感染力があるリスクの高い感染症であることは変わりありません。厚生労働省、神奈川県クラスター対策班からの情報を参考にして、法人として対応させていただくものです。**
- III. **感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更された以降の感染予防に関する対応は以下の通りです。**
 1. 病院に受診して感染が判明した場合は、治療・療養については医師の指示に従ってください。
 2. 病院や保健所の判断により感染が判明した場合は、発症日を 0 日目として、5 日間は外出を控えてください。
 3. 感染後 5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して、24 時間経過するまでは外出を控えてください。
 4. 濃厚接触者として特定されることはなくなります。
 5. 感染者が判明した事業所は引き続き WEB フォームから日次報告を行ってください。神奈川県ホームページから入れます。
 6. 事業所は臨時に業務の一部または全部の休業あるいは外部との往来を停止することはありません。
 7. ただし、10 名以上の感染者が出るなど急激な感染拡大が起こったときは、一時的にまたは部分的に業務を休止する場合があります。または、行政からの要請があった場合も同じです。
 8. 上記 7. の場合は危機管理対策室に申し出て理事長の許可を得ることが必要です。
 9. 上記 7. の場合でも職員は事業所に出勤し、業務を行うようにしてください。勤務先は必要とされる別事業所でも可能です。
 10. 利用者、職員のマスクの着用は任意としますが、ハイリスク施設と位置付けられている高齢者施設や障がい者施設の職員は 7 月末まではマスク着用を推奨します。例年

7月に感染の波が来ていることに留意します。8月以降については、世の中の感染状況を見て検討します。ハイリスク施設からは、保育所、単独の相談及び就労援助事業所、事務局は除きます。

11. 施設ではなくとも高齢者、障がい者と接する時はマスクの着用をお願いします。この場合はヘルパー事業所や相談系事業所等も該当します。
12. 職員の家族が感染した場合は、感染した家族との接点は少なくし、職員は健康観察をしたうえで症状がなければ出勤することができます。

IV. 引き続き基本的な感染予防で心がけることは以下の通りです。

1. 手洗い・うがいを行ってください。
2. 屋内・車内の換気を適宜行ってください。
3. 自宅やグループホームでは毎日検温を行ってください。平熱よりプラス1℃以上または37℃以上の場合は出勤や外出を控えてください。
4. アルコール消毒液(濃度は70%以上)の設置を行ってください。ウイルスはアルコールに弱いので出退勤時など随時消毒をお願いします。
5. 感染者が判明した時は、N95マスクを着用してください。N95マスクは連続5日間使用可能です。または、72時間でウイルスは死活化するので、4日ごとに循環してください。
6. 感染者への介護等の対応は、N95マスク、フェイスシールドまたはゴーグル、グローブを着用して行います。ガウン(防護服)やキャップの着用は任意とします。衣類や皮膚についただけでは感染せず、手で触って口に持って行くことが感染につながります。
7. 食事介助については、フェイスシールド、不織布マスク着用で行うことを衛生的な視点からも推奨します。
8. 食事をしたテーブルはアルコールで拭くことを推奨します。
9. ウイルスは界面活性剤(石鹼)には弱いので、洗濯機や食器洗浄機は有効です。また、食器は洗剤で洗えばよいので食器の通常使用は可能です。片付けのあとに手指消毒を行ってください。

V. 感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された以降の業務に関する対応は原則として以下の通りとします。

1. 飛沫防止対応パネルや透明ビニールシート等を外していくことは可能です。
2. ただし、不特定多数が密集して飲食する飲食業については食事時の飛沫を物理的に遮断するために活用することを推奨します。
3. 外出やお祭り等のイベントは参加者を増やすなど徐々に実施していくことは可能です。
4. 外部団体主催のイベントへの参加も可能です。
5. 宿泊旅行は実施可能ですが、旅行先で感染する場合がありますので、感染対策備品

の携行をお願いします。

6. 座席やテーブルの数や配置は通常の形に戻します。
7. 新型コロナウイルス感染症に関する罹災休暇等特別休暇申請の受付は終了します。それにより、罹災休暇中の労働はなくなります。
8. グループホームで感染した利用者の支援を行った場合は、危険手当を支給します。ただし、宿泊を伴う場合と4時間を超える場合の金額は3,000円とし、4時間以下は1,500円とします。継続期間については今後検討します。
9. 上記7に関連して職員が宿泊していたホテル等の宿泊費の補助は終了します。
10. 職員の在宅勤務は行わず、事業所に出勤して勤務をお願いします。
11. 業務上で感染した場合は労災適用の手続きを取ることになります。因果関係が疑わしい場合はその都度協議します。

VI. 新型コロナウイルス感染症は誰が感染してもおかしくありません。

1. 新型コロナウイルス感染症は予防に心がけていても、いつどこで感染するかわかりません。
2. 利用者・職員が感染したとしても責任を追究するのではなく、相手の気持ちを受け止めて症状や後遺症に共感することが大切です。
3. 感染した人の名前は公表しません。また、感染した人に謝罪を求めるようなことは行いません。

以上

事務担当: 県央福祉会 常務理事

危機管理対策室 室長 近藤誠

海老名市立わかば会館 046-235-2700

法人常務理事室 046-204-7738

携帯 080-3712-2553